



※1 初めて、総括評価・継続審査を受ける地域を含む
 ※2 1回目の総括評価・継続審査は、3年間の地域活性化計画について行う。2回目以降の総括評価・継続審査で
 作成する計画期間は6年間。認定地域(条件付)となった場合には3年目に中間検査を実施。
 ※3 地域の希望を聴取した上で、3年間の計画を作成し、日本遺産としての認定審査を実施。